第１回小布施町障がい福祉計画等策定懇話会	
Ｒ８．８．４	資料　３

小布施町障害福祉計画等策定懇話会設置要綱

平成 18 年 7 月 1 日
小布施町告示第 27 号

（設　置）

第 1 条　小布施町障害福祉計画等を策定するため小布施町障害福祉計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（任　務）

第 2 条　懇話会は小布施町障害福祉計画の策定、小布施町障害児福祉計画の策定及び小布施町障害者計画の策定に関する事項について協議するものとする。

（組織等）

第 3 条　懇話会は、委員 15 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 障害者・障害者団体を代表する者

(2) 保健・医療・福祉関係を代表する者

(3) 学識経験者

(4) 公募による者（町民に限る）

3　委員は、任務が終了したときは、解任されるものとする。

（会　長）

第 4 条　懇話会に会長を置き、委員が互選する。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会　議）

第 5 条　会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2　会長は、必要があると認めたときは委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（事務局）

第 6 条　懇話会の事務局は、健康福祉課に置く。

（補　則）

第 7 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（附　則）

この要綱は、公布の日から施行する。

小布施町障害者計画策定懇話会設置要綱は廃止する。

（附　則）（平成29年9月1日告示第48号）

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。